

第2期 大淀町教育大綱

令和 4 年 3 月
大 淀 町

はじめに

様々な分野におけるグローバル化や情報通信技術の進展などにより世界全体が大きく変化する中、本町にあっても、人口減少、少子化・高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、社会環境が急速に変化しています。

こうした変化の時代を乗り越えるには、変化し続ける社会状況に柔軟に対応できる”まちづくり”と”ひとづくり”が大切であり、その意味からも教育の振興は最も重要な役割を果たすものです。

一方、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化し、子どもの健やかな成長を妨げるいじめや虐待、子どもが被害者となり加害者になりうる犯罪における問題の解決、さらには、不登校やひきこもりなど、学校や社会と関わることに困難さを感じている人びとの支援には、福祉や子育ての分野に限らず、あらゆる分野が一体となって、子どもの成長を支えることが今まで以上に必要です。

平成27年4月1日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体の長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるとされました。

現在、大淀町は、まちづくりの指針である「大淀町第4次総合計画」に基づき、将来を見据えたまちづくりを進めています。

この度、今後における本町の就学前のはぐくみ、学校教育、社会教育、文化・芸術の推進と振興に関わり、その方向性を示す「第2期 大淀町教育大綱」を策定いたしました。

住民の皆様におかれましては、本町の教育の発展に引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和4年 3月

大淀町長 岡 下 守 正

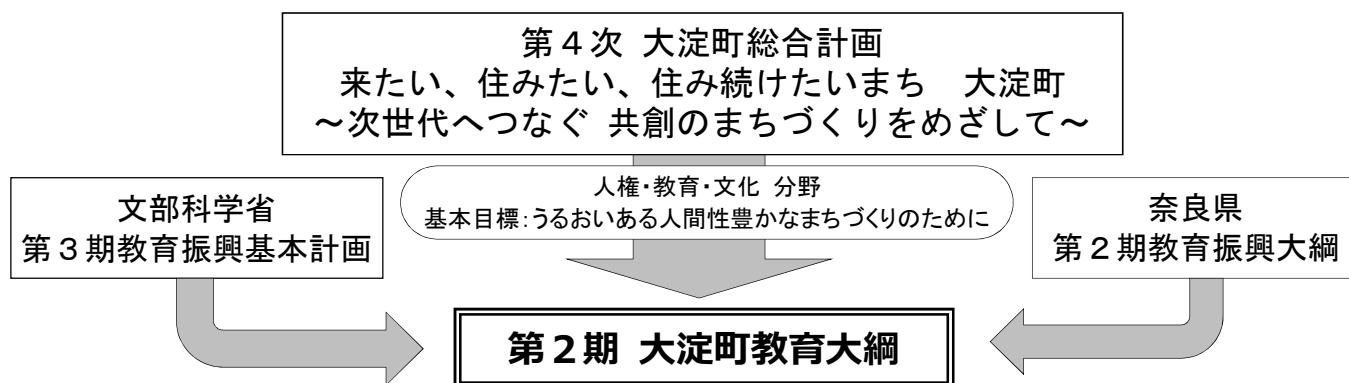
1 教育大綱の策定趣旨

第2期大淀町教育大綱は、大淀町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる取組の方針について、大淀町総合教育会議において協議し、定めたものです。

町長部局と教育委員会が一体となって、関係諸団体と連携・協働して、本大綱を踏まえ、具体的な教育行政を推進します。

2 教育大綱の位置付け

第2期大淀町教育大綱は、大淀町の教育行政を推進するための基本方針となるもので、第4次大淀町総合計画の基本構想に定める基本目標の達成に向け、国の教育振興基本計画、奈良県の第2期教育振興大綱を参酌して、教育分野の基本理念、重点的に取り組む基本施策の方針を示しています。



3 教育大綱の実施期間

第2期大淀町教育大綱の期間は、「第4次大淀町総合計画後期基本計画」（令和4年度～令和8年度）の対象期間を踏まえ、策定の日から令和8年度までの概ね5年間とします。

ただし、国や県の動向、社会情勢の変化や教育改革の在り方等に伴い、必要に応じて総合教育会議において協議を行い、適宜見直しや改善を行います。

4 教育大綱の基本理念

食育、学校園所・家庭・地域社会のはぐくみによる

「知・徳・体」の充実をめざす

ひとづくり

人権を尊重する

人にやさしい郷土愛にあふれる

まちづくり

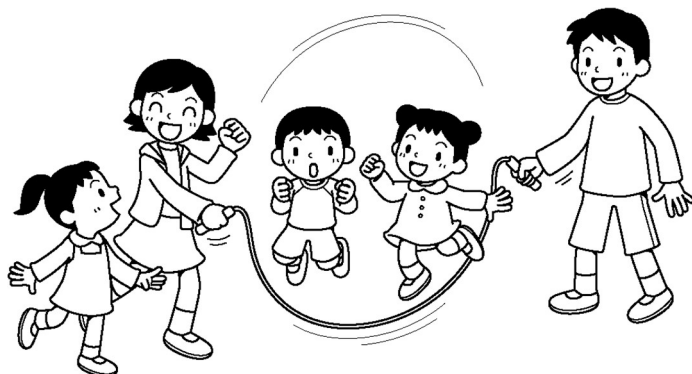
5 教育大綱の基本方針

① 就学前のはぐくみの充実

② 学校教育の充実

③ 社会教育の推進

④ 文化・芸術の振興



6 具体的施策

① 就学前のはぐくみの充実

○安心して子どもをはぐくむことができる環境の充実

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、一体的な見守りシステムの構築やワーク・ライフ・バランスの推進など、子どもの育ちを社会全体で支え合う環境づくりを進めることが大切です。

保健・医療・福祉分野と教育分野との切れ目のない支援により、親子の心身の健康の維持・増進を図りつつ、必要な教育・保育に係る支援が、必要なときに受けられるよう、多様な子育て支援を展開し、負担や不安がない子育て環境の充実をめざします。

○食育の推進及び食育を中心とした基本的生活習慣の形成

食育基本法の前文において、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける」と記されています。成長段階に応じてはぐくむ「生きる力」の基盤は、就学前の乳幼児期につくられることから、特にこの時期の食育の推進は重要と考えます。

就学前の乳幼児期は、身体発達とともに、運動機能や手指の微細運動、脳・神経機能などが急速に発達していく時期であり、この時期に食事により摂取するエネルギーや栄養素は、健康を維持・増進したり、活動に使われたりするだけでなく、健全な発育・発達のために大変重要です。また、心の成長も著しく、人格の基礎が形成される時期でもあり、毎日の食事を通じて人に対する信頼感や愛情も芽生えることから、食べることを楽しみ、豊かな食の体験を積み重ねていくことが必要です。

この時期の食育は、家庭が中心となりますが、幼稚園・保育所・認定こども園等の子どもを取り巻く様々な関係者が連携し、みんなと一緒に食べること、料理をすること、野菜などを育てて収穫することなどを通して、健やかな心と身体をはぐくむことに努めます。また、給食における地場産物の活用により、子どもたちに地域の産業や文化に関心をもたせ、食物や食に関わって従事されている人に対する感謝の気持ちを醸成します。

さらに、食生活のリズムや食事マナーなどに関わる学びを通して、生活全般のサイクルを調整したり、社会性を身に付けたりするなど、食育を中心とした基本的生活習慣を形成することができるよう、家庭教育と連携して取組を進めていきます。

○心豊かな子どもをはぐくむ家庭教育力の促進

少子化、核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、子育てに関して悩む家庭が増えてきていることが指摘されています。子どもをもつ親が子育ての喜びや生きがいを感じつつ、良好な親子関係を築いてこそ、豊かな心をはぐくむ家庭教育に取り組むことができると考えます。

子育てに関する幅広い情報提供、啓発活動に取り組み、家庭教育に係る研修等の学びの機会や保護者同士の交流の場の確保などに努めることで、安心して子育てができるような支援体制の充実をめざします。

○幼児教育・幼児保育の充実

身近な環境に主体的に関わり、試行錯誤したり、考えたりする中で、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・幼児保育は、その一元化の動きと合わせて近年、大変重要視されており、幼稚園、保育園、認定こども園にとって共通の指針となった「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10項目の実現をめざすことが求められています。

質の高い幼児教育・幼児保育の推進に向けて、人やものに関わる幼児の主体的な活動が十分に確保されるよう、一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を整備・創造するとともに、その活動が豊かになるような支援の在り方を追究します。

また、地域の実情に応じた研修や広域的な研修、専門研修などの充実により、教職員の経験・職能に応じた専門性の向上をめざします。

※ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、小学校入学前までに養っておきたい姿を「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」など10項目の具体的な視点から捉えた内容で、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に示されており、幼稚園、認定こども園、保育所の共通の指針とされています。

○小学校との円滑な接続

遊びを中心に総合的に学ぶ幼児期の教育・保育と、各教科等を中心に系統的に学ぶ小学校教育には、構成原理に大きな違いがあります。しかしながら、お互いの教育の目標を「学びの基礎力の育成」という視点で捉えた上で、接続期に大切にしたい具体的な子どもたちの姿や支援の在り方を共有して、見通すことが必要であり、連続性や

一貫性のある関係として捉えることが重要です。

子どもたちの発達や学びの連続性・一貫性を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を進め、子どもたち同士の交流や教職員による意見交換、合同研修の機会等の確保に努めます。

②

学校教育の充実

○自らの未来を切り拓く「生きる力」をはぐくむために

一人一人の「生きる力」をはぐくむために、子どもたちの「確かな学力」を確立するとともに、「豊かな心」、「健やかな体」の育成に取り組めます。

「確かな学力」は、学ぼうとする意欲や主体的に問題解決する資質や能力などによって裏打ちされた力であることが重要であり、それらと知識や技能、思考力・判断力・表現力等とが相互に関連しあって確立されていくものと考えます。子どもたちの学ぶ意欲をかき立て、学ぶことへの憧れを抱かせることを大切にした指導や支援に努め、基礎基本の確実な定着から「分かる」喜びへ、身に付いた学びを活用して「考える」楽しさや「できる」・「表せる」喜びへとつなげることで、学ぶ力の向上に取り組んでいきます。

また、「豊かな心」の育ちに向けて、児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、お互いが違いを認め合うような高い人権意識を身に付け、生命を尊重する心や規範性などがはぐくまれる人間味あふれる学級・学校風土を創り上げていきます。さらには、家庭や地域と一体となって地域や郷土を愛する心が育つ教育を進めていきます。

「健やかな体」の育成を目指して、運動が好きで主体的に体を動かそうとする子どもをはぐくむ指導や環境づくりに取り組んでいきます。また、家庭と連携して食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう食育を推進し、健全な生活習慣の確立に向けて指導・支援に取り組めます。

教育内容については、教科等の学びにSDGsの理念に基づいた人権問題、環境問題等の視点を取り入れ、地球規模の課題を自分ごととして捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育の推進に取り組むとともに、地域の実情に応じた防災教育、地域を理解し、誇りと愛着を深める郷土学習など地域社会の一員としての自覚をもち、主体的に関わろうとするための学びについても進めていきます。

また、ALTと密に連携を取った実践的な授業による外国語教育の充実、学校ICT環境を生かした情報活用能力の育成に取り組みます。

○教育的配慮を必要とする子どもたちのために

増加傾向にある特別支援教育のニーズに応えるため、適切な指導や支援体制を充実させ、ユニバーサルデザインを生かした授業づくりとともにインクルーシブ教育など多様な学びの場において切れ目ない支援を行います。

また、不登校や家庭の環境により困難を抱える子どもに対して、個々に応じた組織的で計画的なサポート体制が急務となっていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、心や家庭環境のケアを行い、全ての子どもが楽しく通える魅力ある学校づくりを進めます。

※ インクルーシブ教育とは、障がいの有無等に関係なく、すべての子どもの多様なニーズに対応できるように、すべての子どもがともに受けることができる教育のことです。

○地域ぐるみの教育の実践のために

生活様式や社会環境の変化や多様化に伴い、学校と家庭・地域のさらなる連携が必要です。今後も、異なる世代や年齢の人々との関わりや地域社会とのつながりを大切にした取組を進めます。

また、地域の特色を活かした活動を通して、郷土への理解を深めることで、子ども一人一人の社会的自立のための基盤となる能力や態度の育成に努めるとともに、大淀町学校地域パートナーシップ事業や学校評議委員制度を活用して、地域と学校との連携を密にしながら教育力の向上につなげていきます。

○教職員の資質向上のために

教員としての使命と責任を自覚し、豊かな人間社会や社会性を養うために、人格形成の途上にいる子どもに寄り添いつつ、学ぶことを面白いと感じられるよう、教える立場と学ぶ立場の両側の視点を兼ね備えた指導者の養成が必要と考えます。そのためにも教育の質の向上を目的に、実践的な指導力を高める教員研修（ICT活用や教科指導等）を組織的に行い、多様な活動を通じて、教員と子どもたちの信頼関係を築き、

子どもたち相互のより良い人間関係を育み、子どもたちが自己肯定感をもてる学級運営や授業に取り組んでいきます。



③

社会教育の推進

○人権教育

人権とは、「人が生まれながらにもっている大切に必要不可欠な様々な権利」です。

多くの先人と多くの人による人権確立におけた取組は、いのちと人権の尊さを住民や社会に訴え、一人一人の人権意識は着実に高まっています。

しかしながら、被差別部落出身、高齢者、子ども、女性、障がい者、外国人、ハンセン病、性的少数者（LGBTQ）、ジェンダーギャップ（性の違いにより生じさせられる格差）など、多くの人権問題が存在しているのも事実です。また、貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、認知症、ドメスティック・バイオレンス、ハラスメントなども社会の課題です。

こうした状況を踏まえ、住民一人一人の人権意識・人権感覚のさらなる高揚と、互いに尊重し支え合う「人権尊重のまちづくり」をめざして、学習機会の充実に努め、人権教育を推進します。同時に、人権教育・人権のまちづくり団体との連携の強化を図ります。

○青少年の育成・家庭教育の支援

近年、核家族化や少子化を背景とした生活様式の変化から、人と人との結び付きの希薄化が進むとともに、社会における規範意識が低下する傾向にあります。

また、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、少年犯罪の増加が深刻な課題です。そして、昨今の憂慮される青少年の問題行動の背景には家庭における教育の在り方も密接に関係しています。子どものはぐくみにおいて家庭での教育は最も重要であり、青

少年が夢や目標を抱き、一人一人が人を大切にする心を養い健やかに成長することが社会全体の責任です。

子どもたちの豊かなはぐくみをめざし、文化活動、スポーツ・レクリエーション、体験活動等の提供を進めるとともに、家庭教育に関する講演会の開催や子育てに関する情報提供に努めます。同時に、青少年健全育成団体との連携の強化を図ります。

○高齢者教育

健康寿命の延伸が続く中、年齢にかかわらず多くの方が就労や社会参加活動などにおいて活躍されています。

そして、高齢者が「心豊かに学ぶ」、「学ぶことによって心豊かにする」ことができる学習機会の提供と高齢者が習得してきた多くの知識、技能、豊かな人生経験を地域社会にいかすことのできる機会づくりが大切です。

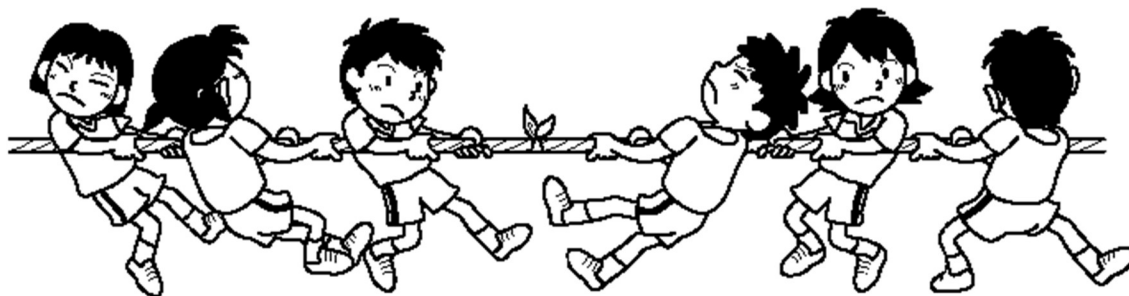
高齢者の学び、生きがい、健康、安全を軸に高齢者のさらなる活躍をめざし、高齢者学級の実施を進めます。

○生涯スポーツ

健康で明るく日々の暮らしをおくることは、世代を超えた住民共通の願いです。

スポーツは人びとに感動や活力をもたらし、人格の形成、体力向上、健康長寿の礎となります。そして、体力・年齢・目的等に応じ、スポーツに親しむことのできる環境づくりが大切です。

住民のスポーツ活動への関心を高めるとともに、住民相互の交流・親睦と体力づくりをめざし、住民一人一人が体力等に応じて活動することのできる生涯スポーツの推進に努めます。同時に、社会体育・スポーツ団体との連携の強化を図ります。



④

文化・芸術の振興

○文化活動

開発重視の時代が終わりを告げ、心の豊かさや文化的な生活が重要視されている中、住民の文化活動を支援し、文化意識の高揚におけた取組が期待されています。

住民の生活に文化が根づくよう、多様な文化に触れ、学ぶことのできる各種の生涯学習講座・文化講座等を催すとともに、住民の自主的な文化活動や文化サークルの活動支援に努め、まちの文化・芸術活動の振興に取り組んでいきます。同時に、文化振興団体との連携の強化を図ります。

○文化財・文化遺産

本町では、旧来の農山村と複数の新興住宅地が調和的に共存しています。町内の一般家庭でも、様々な学習の機会があり、インターネットを通じて文化的な情報が入手しやすくなりました。しかしながら、その一方では、それぞれの地域において世代交代や少子高齢化が進み、各地域で受け継がれてきた伝統的な地域文化に対する価値観の低下が懸念されます。

ふるさとに残る文化財や文化遺産は、その地域のアイデンティティ（地域そのもの・地域の財産であり誇り）を物語るものです。それらを後世に受け継ぎながら、地域力と地域の活性化に繋げる取組を住民との協働により進めます。

○郷土愛の醸成

郷土の歴史や文化、伝統、風土を愛し、次世代への確かな継承をめざし、身近に残る文化財やおおよど遺産の保存活用に努め、新たな文化遺産の掘り起こしに取り組みます。同時に、住民が郷土の魅力を再発見する機会として、観光部局等と連携し郷土資源を活用したまちづくりを進めます。

